

「よみがえれ！有明」訴訟
一連の裁判を総称して、こう呼びます。

●場所：九州・有明海沿岸

●概要：

有明海は、福岡・熊本・長崎・佐賀4県に囲まれた九州最大の内湾です。諫早湾は、その最大の肢湾で、面積は約100平方キロメートルです。国営諫早湾土地改良事業（諫早湾干拓事業）は、諫早湾の湾奥部約35.4平方キロメートルを全長約7キロメートルの潮受堤防によって締め切り、調整池と農地を造成する事業です。

1989年に潮受堤防の工事が始まった頃から、漁業者を中心に水質の悪化などが指摘され始めました。地元の人や全国の支援者たちが、さまざまな反対運動を展開しましたが、1997年4月14日、高さ7メートルの鉄板が293枚落とされ、ついに潮受堤防の水門が閉じられてしまいました。これにより、日本最大の干潟であった諫早湾干潟とその前面浅海域に有明海の海水が届かなくなり、魚介類をはじめそこに生息していた生物は死滅してしまいました。それらを餌とする渡り鳥も姿を消しました。

魚介類の産卵・生育の場であった干潟の消滅により、諫早湾ばかりでなく有明海全体の漁業が壊滅的な打撃を受けています。代々漁業を営んできた人たちは、不漁に苦しみ廃業せざるをえなくなったり、生活苦から自殺する人さえ現れるなど深刻な状況に追い込まれています。さらに近年は、赤潮やアオコが頻繁に発生し、かつては「豊穰の海」「宝の海」とも呼ばれ沿岸の人々の生活や文化とともにあった有明海が「死の海」になりつつあります。

この状況をなんとしても変え、命あふれる「宝の海」がよみがえるまで、たたかいを続けます。ぜひご支援をよろしくお願いいたします。

①

●提訴日：2002年11月26日

●裁判所：佐賀地方裁判所

●事件名：諫早湾西工区前面堤防工事差止仮処分命令事件

●事件番号：平成14（ヨ）第79号

●債権者：申立時、漁民85名、最終的には漁民106名

●債務者：国、上記代表者法務大臣森山真弓

●債務者訴訟代理人：123名

●概要および争点：

本件差止めの対象となる内部堤防工事が完成すると、諫早湾干潟は有明海と遮断されてしまい、潮受堤防を開放して干潟として再生する途は閉ざされてしまいます。

仮処分とは、権利の実現が、様々な原因で危機に瀕している場合にその保全のため、この権利に関する紛争の訴訟的解決が可能となるまで暫定的に行われる処分のことです。

自然保護や事業の合理性必要性などの観点から高まる批判と、有明海異変を受け、国は自ら「国営事業再評価第三者委員会」を設置しました。第三者委員会では事業見直しの答申が出され、さらに「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」も「事業が有明海に影響を与えていると想定される」という発表をしました。しかし、国はそれを無視し工事を続行しようとしてきました。

国は、事業によって有明海の漁獲量が減少し、赤潮の異常発生によってノリ養殖が壊滅的打撃を受けたとする漁民らの主張は科学的根拠がない、陸上の工事なので漁民の漁業を営む権利は侵害しない、と反論しました。

●経過と結果：2003年12月に結審し、2004年8月26日、建設途中の公共事業を差止めるという、歴史

的な仮処分決定を勝ち取りました。しかし、2005年5月16日、福岡高等裁判所の保全抗告審（平成17年（ラ）第41号）において、上記仮処分決定を取り消すという不当決定が出されました。5月20日に最高裁に申し立てた許可抗告（平成17年（ラ許）第36号）も6月27日に退けられ、工事は再開されてしまいました。

②

- 提訴日：2002年11月26日
- 裁判所：佐賀地方裁判所
- 事件名：諫早湾西工区前面堤防工事差止等請求事件
- 事件番号：平成14年（ワ）第467号
- 原告：提訴時416名（漁民85名＋市民331名）、最終的に2,533名（漁民1,357名＋市民1,176名）
- 原告訴訟代理人：123名
- 被告：国、上記代表者法務大臣森山真弓
- 概要および争点：(①をご参照下さい)
- 経過：

佐賀地裁での工事中止仮処分決定が2005年6月に覆り、2003年4月に公害等調整委員会に申し立てていた原因裁定も、2005年8月30日に申し立てを棄却されてしまいました。この不当決定・不当裁決が引き金になり原告数が激増しました。

裁判所内外での原告団・弁護団・支援者たちの奮闘により、訴訟を打ち切ろうとする国側の主張は退けられ、ついに2006年2月より研究者尋問がスタートしました。漁民側の研究者は、膨大で科学的なデータに基づく詳細な報告をし、国側の証人を圧倒しました。

2007年2月には現地進行協議が実現しました。粉雪の舞う中、裁判官が両当事者とともに船で有明海に出て、直接被害の様子を見ました。ヘドロが50センチ以上も堆積し、かつて有明海でたくさん取れた二枚貝のタイラギが大量に死んでいる惨状は、裁判官に強烈な印象を与えました。

訴訟の目的も、工事中止から潮受堤防撤去に変更し、工事が終了しても戦い続ける枠組みを確保しました。

2008年1月25日最終の口頭弁論が開かれ、結審しました。約5年間で合計32回の口頭弁論が開かれ、意見陳述した原告は85名でした。証人尋問に出席した研究者は7名、原告は24名（うち漁業者は21名）にも上りました。

● 結果：

6月27日、2005年10月31日に申し立てをした新仮処分（開門を求めるもの・③）と、同時に判決が下されました。司法は、「開門調査せよ」という画期的な判断を下しました。長崎新聞は号外を出しました。全国紙を含む他の新聞もトップ記事で、歓喜する漁業者や支援者の様子を掲載しました。

ところが、被告の国（農水省）は、環境サミット終了直後の7月10日、控訴をしました。原告も翌11日、控訴しました。(⑤)

③

- 提訴日：2005年10月31日
- 裁判所：佐賀地方裁判所
- 事件名：諫早湾干拓地潮受堤防排水門開門調査等仮処分命令申立事件
- 事件番号：平成17年（ヨ）第47号
- 債権者：17名
- 債務者：国、上記代表者法務大臣南野知恵子、九州農政局長南部明弘

●債務者訴訟代理人：140名

●申立の趣旨：諫早湾干拓地潮受堤防の北部および南部に設置した各排水門の、開門および開門を前提とした調査をし、本件事業と有明海の漁業環境悪化の関係を明らかにしたうえで、有明再生のための方策を講じるため、事業の一時凍結をはかる緊急必要性がある。

●結果：

6月27日、2005年10月31日に申立てをした新仮処分（開門を求めるもの・③）と、同時に判決が下されました。司法は、「開門調査せよ」という画期的な判断を下しました。長崎新聞は号外を出しました。全国紙を含む他の新聞もトップ記事で、歓喜する漁業者や支援者の様子を掲載しました。

ところが、被告の国（農水省）は、環境サミット終了直後の7月10日、控訴をしました。原告も翌11日、控訴しました。（⑤）

④

●提訴日：2006年8月23日

●裁判所：長崎地方裁判所

●事件名：公金支出差止等請求事件

●事件番号：平成18年（行ウ）第11号

●原告：76名

●被告：長崎県知事金子原二郎

●概要および争点：

国営諫早湾干拓事業によって造成される干拓農地を、財団法人長崎県農業振興公社が一括配分を受け、これを農業者にリースすることができるようにするための長崎県の公金支出に対し、その差し止め及び返還を求める住民訴訟です。土地改良法違反と「最小の経費で最大の効果を上げなければいけない」という地方自治法や地方財政法の原則に違反していることなどを主張しています。

●経過と結果：

良好な自然環境を誇り、有明海全体の命のゆりかごであった諫早湾をつぶして造成した農地で、国は「環境にやさしい農業を推進します」と喧伝しています。ところが、農業用水に利用するため必要との理由で干拓地隣に作られた調整池では、富栄養化した湖沼でみられるアオコが大発生し、毎年数千万円もの費用をかけ対応しているにもかかわらず水質は悪化の一途をたどっています。有明海全体では、貧酸素水塊や赤潮の頻発などの問題も全く改善していません。潮受け堤防の管理や調整池の水質保全などの際限のない支出は、長崎県民の福祉や暮らしを犠牲にすることは必至です。

2007年9月には養殖アサリやカキの大量死も起きています。そんな中、2007年11月には九州農政局が「完工式」を実施、12月末には入植者が発表されました。

裁判では、毎回、複数の原告が意見陳述を行うほか、傍聴席を支援者で埋め尽くすなど、裁判所内外であらゆる取り組みをしました。

ところが一方、県は答弁を引き延ばし続け、挙げ句の果てには答弁不能におちいり、国に援助を申し出て、被告の長崎県は国から借りてきた代理人で裁判に参加しました。裁判がはじまり1年4ヶ月も経った2006年末にやっと答弁書が出てきましたが、原告側はそれについて全面的な反論を即座に展開しました。

2007年9月10日の期日をもって結審し、2008年1月28日に判決が出されました。原告の訴えを不当にも退ける判決でした。土地改良法違反にも、地方自治法や地方財政法にも違反しないというのです。

弁護団は、もちろん控訴しました。

⑤ (②③の控訴審)

- 一審原告控訴日：2008年7月11日
- 裁判所：福岡高等裁判所
- 事件名：工事差止等請求控訴事件
- 事件番号：平成20年(ネ)第683号
- 控訴人：51名
- 被控訴人：国
- 概要および争点：

控訴人(一審の原告)たちは、一審で提出した証拠に基づけば、当然、潮受け堤防による締め切りと有明海異変の因果関係は認められると考えていたので、自分たちの請求が棄却されたことは不満でした。しかし、原審判決が確定すれば開門が実現することから、被控訴人国が控訴しなければ、自らは控訴しないつもりでした。

ところが、国は控訴し、その後も有明海の環境は悪化の一途をたどっています。早急に開門へ向けての議論がなされることを望み、控訴審をたたかうことになりました。

- 経過：第一回期日は12月8日に開かれ、第二回期日は09年3月2日に予定されています。

⑥ (④の控訴審)

- 一審原告控訴日：2008年3月28日
- 裁判所：福岡高等裁判所
- 事件名：公金支出差止等請求控訴事件
- 事件番号：平成20年(行コ)第8号
- 控訴人：76名
- 被控訴人：長崎県知事金子原二郎
- 概要および争点：

控訴人(一審の原告)たちは、長崎地裁判決が、土地改良法違反および地方財政法の違法性を認定しなかったこと、営農の「一応の成立の可能性」を認定したことが、誤りであると指摘しています。

開門し調整池に海水を入れ、調整池の水質を改善しない限り、有明海の深刻な状況はさらに悪化してしまいます。ある漁業者は干拓工事着工前の漁獲量を10とすると、潮受け堤防を締め切った1997年には7、2008年現在は3~4割しかないと嘆いています。

干拓地での農業も、悪化の一途をたどっている調整池の水では立ちゆきません。裁判では、国や県が諫早干拓農地で営農に使用している調整池の水が、環境基準の7倍もオーバーする極めて劣悪なものであることが明らかになりました。また、近年夏場から初冬にかけてアオコも大発生し、水面を不気味な緑色に染めています。アオコの毒素は植物の根から吸収・蓄積されます。人体に深刻な影響が出るのではないかと消費者の不安は広がっています。この問題について農水省は知りながら何ら対策を取ることなく放置し続けています。

調整池の水に変わる代替水源の確保が大切です。農水省や長崎県の開門絶対反対の姿勢では、農業も漁業もだめにしてしまいます。

また、農水省は、開門を前提にアセスメントを実施すると言っていますが、それだけで何年もかけ、開門を引き延ばそうとしています。

- 経過：

第一回期日は6月16日、第二回は9月22日、第三回は11月17日、第四回は09年2月9日に開かれ、審理が続いています。

⑦

- 提訴日：2008年4月30日
- 裁判所：長崎地方裁判所
- 事件名：小長井・大浦漁業再生請求事件
- 事件番号：平成20年（ワ）第258号
- 原告：41名
- 被告：国
- 概要および争点：

原告は、これまで反対の声を上げられなかった諫早湾内の漁業者です。国は、湾内の漁業者の工事同意を取り付けるため、漁業被害は2割程度に止まるとしてその分の補償金を払い、工事を着工しました。しかし、実際には、漁獲高は激減し、その影響は諫早湾内に止まらず、有明海全体に及びました。収入が激減した漁業者たちには、干拓工事現場で働き家計を支えていくしか方法がありませんでした。そのため、工事が完了するまで、反対の声を上げたくても上げられませんでした。

このたび、漁協幹部による不当な提訴妨害にもめげず、41人もの漁業者が立ち上がったことは、とても大きな意義があります。

原告は、有明海を元に戻すには開門しかない、防災・農業・漁業は共存できるはずで、国はその観点から事業を見直すべきだと、主張しています。具体的で科学的な根拠も、良心的な研究者の協力を得て発表し続けています。

また、国は②と③の裁判で、干拓事業と有明海異変には因果関係はないと主張してきましたが、今回原告となった諫早湾内の漁業者の被害は、干拓事業によるものであることは明白です。そうであるからこそ、国は事業開始時にそのことを認め、彼らに補償金を支払ったのです。

●経過：

第一回期日は7月14日、第二回は9月29日、第三回は11月10日、第四回は12月22日に開かれました。

原告は、開門に向けた協議を早急に行うよう、国に和解を迫っています。これは、6月27日の佐賀地裁判決（②③）後、若林農水大臣が「開門調査を含め今後の方策について関係者の同意を得ながら検討を進める」と談話を発表し、鳩山法務大臣も数ヶ月以内に開門に向けたアセスを実施することを条件に控訴に同意した、という経緯から、今回の長崎地裁において開門の協議を開始するのが当然である、と考えるからです。

しかし、国・農水省は、世論の批判をかわすため開門をほのめかしながら、法廷では開門に向けた協議を拒否する姿勢を取っています。

次回は09年2月16日です。争点整理のため、進行協議に入る予定です。